



▲柿の木谷(志免3町内会向田地区)より三郡山を望む

9月定例会

福岡都市圏町村**初**
議会基本条例制定 **2～3**
 (条例文は18～19)

21年度一般会計決算
 黒字5億4900万円だが**依存財源増** **4～5**

23年から10年間
 第5次総合計画基本構想**一部修正し可決** **7**

わが町のきらっとさん!

亀山古墳・史跡・公園の清掃をされている、
 グループを紹介します。

社会貢献をめざして



▲史跡周辺の清掃



▲公園の清掃

亀山古墳は亀山八幡宮境内にあり、石棺が町の指定史跡となっています。九州最大級の箱式石棺墓で、良好な状態で現存している史跡の囲りを、毎月15日を定例とし午前8時から1時間をかけて清掃をされています。健康で足腰も丈夫になり、お互いに体を気遣い、楽しんで活動をしていると話されました。

このことです。先日は亀山公園のトイレの落書を消す作業をされたそうです。公共施設を常に美しく、住み良い志免町にするために努力して下さっています。いつまでもお元気で、活動を続けて下さることを願っております。

グループ「倅云」の会員は80人、平均年齢80歳の方々が多

お知らせ

政治家は、年賀状等の挨拶状を出すことが禁じられています。

入園・入学・結婚・出産・饞別・寄付などはできません。

DVDを貸し出します!

町議会を撮影したDVDを貸し出します。議会初日と最終日および一般質問をDVDに収録しています。希望される方は、図書館・役場4階の議会事務局にお越しください。

[お詫びと訂正]

第57号P5、小型動力ポンプ付積載車の取得、第6分団を第8分団に訂正しお詫びいたします。

お知らせ

**次回の定例会は
 12月3日より**

傍聴に是非お越しく下さい。

議会傍聴は、町民が町政に参加する機会のひとつです。是非お越し下さい。車椅子席もあります。詳細は議会事務局までお問い合わせください。

「議会だより」についてのご意見をお待ちしております。

TEL 935-1001 FAX 935-7070

議会事務局は町役場4階です。

メールアドレス:gikai@town.shime.lg.jp

表紙写真の説明・写真募集

表紙の写真は東努さんに提供していただきました。皆さまからの写真提供(志免町の四季)をお待ちしています。

9月定例会は3日から24日までの22日間の会期で開かれました。21年度の決算、22年度の補正予算、議案14件を可決。健全化判断比率・資金不足比率についての報告、意見書1件、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙、人権擁護委員1人の推薦に同意しました。一般質問は9月6日から8日までの3日間行いました。

議会基本条例制定

福岡都市圏町村初 町民と議会の関係強化・ 意志決定機関としての役割を果たすため

賛成多数で可決(賛成8・反対7)

【賛成】助村・丸山・牛房・大西・西川・吉田・熊本・二宮
【反対】堤・大熊・吉住・池邊・大林・稲永・末藤

議会基本条例の主なポイント

- 一 議会報告会の開催
町民との意見交換の場として、議会報告会を年一回以上開催。(第5条)
 - 二 請願・陳情は町民からの政策提言と位置づける。
審議において、提案者が希望した場合、参考人として意見を聞く場を設ける。(第4条3・4)
 - 三 議員間の自由討議を拡大
自由な討議を尽くして合意形成に務め議会としての説明責任を果たす。(第8条)
 - 四 一般会議の開催
政策提案の拡大を図るために、町民・各種団体などとの多様な意見交換の場を設ける。(第4条5)
 - 五 反問権の設定
議論の論点・争点を明確にするために、町長などは議長、委員長の許可を受け逆質問する事ができる。(第6条2)
- ※条例の全文は18・19ページに記載

「議会基本条例」制定にあたり

議長 古庄信一郎

地方分権・主権が叫ばれ地方自治力が試される時代、二元代表制の一方である議会のあり方が全国的に問われています。今こそ、議会・議員はその原点に立ち返ると同時に、時代の流れを熟知し自ら改革していかねば町民に信頼される議会とはなりません。その改革の象徴として、議会と議員が果たす役割をしっかりと明文化し行動しようとするのがこの「議会基本条例」です。

一昨年、議会運営委員会に諮問し、2年をかけて大西委員長、吉田副委員長を中心に素案作りを行い、今般9月定例会にて議決制定となりました。

議会報告会や一般会議等々を通して、町民の皆様と町の課題を議論し共有することは、これからの地方自治運営での議会活動の根幹であります。

町民の皆様はこの条例制定の意をご理解頂き、ご支援を心からお願ひ申し上げます。

(議長記の「議会あれこれ」は今回休欄)

議会基本条例制定までの経緯

平成20年10月、議長より諮問を受けた「議会基本条例策定検討委員会の設置」について、議会運営委員会で協議していく事を決定。

平成21年2月、議会運営委員会で素案づくりを行なう事を決定。先進地26自治体にアンケート調査を行なう。

平成21年7月より素案づくりに着手。平成22年6月までに計15回の検討を行ない、素案作成を行なう。

その間、4月26日、27日に先進地視察として、大阪府熊取町、京都府精華町を訪問。議会基本条例を通しての開かれた議会のあり方などについて研修を行なう。

平成22年7月、全員協議会にて素案をもとに町民との意見交換会開催を決定。

平成22年8月、素案をもとに行政、住民との意見交換会を行ない、議会運営委員会で最終案を作成。

平成22年9月、議会最終日議員提案にて、条例案を可決。

議会基本条例について町民との意見交換会開催

8月10日町民センター視聴覚室、8月11日シーメイトホールにて町民との意見交換会を開催した。

8月11日
シーメイトホール(参加者17名)



▲8月10日 町民センター視聴覚室(参加者13人)

(参加者の主な意見)

- ・総合計画を議決した議会の責任として、随時検証していく事を基本条例に入れる必要があるのでは。
- ・住民が意見を申す場である一般会議を、基本条例の中に入らうべき。
- ・行政の住民参画条例と議会改革がセットである事を基本に考えて進めて欲しい。
- ・基本条例の運用を通して、将来の志免町のあるべき姿を考えていきたい。

21年度一般会計決算

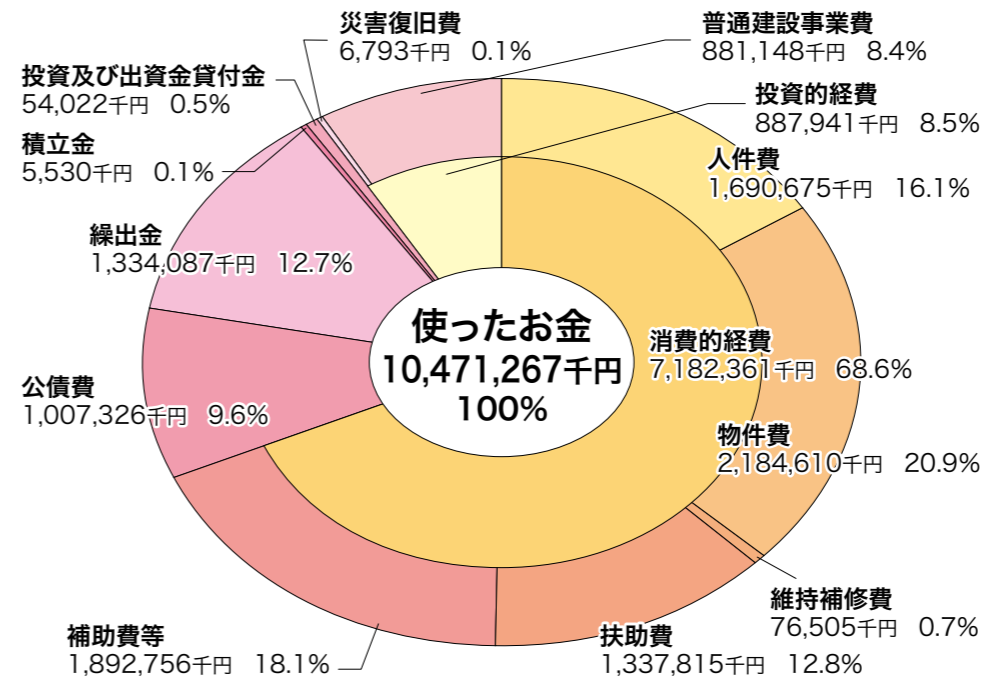
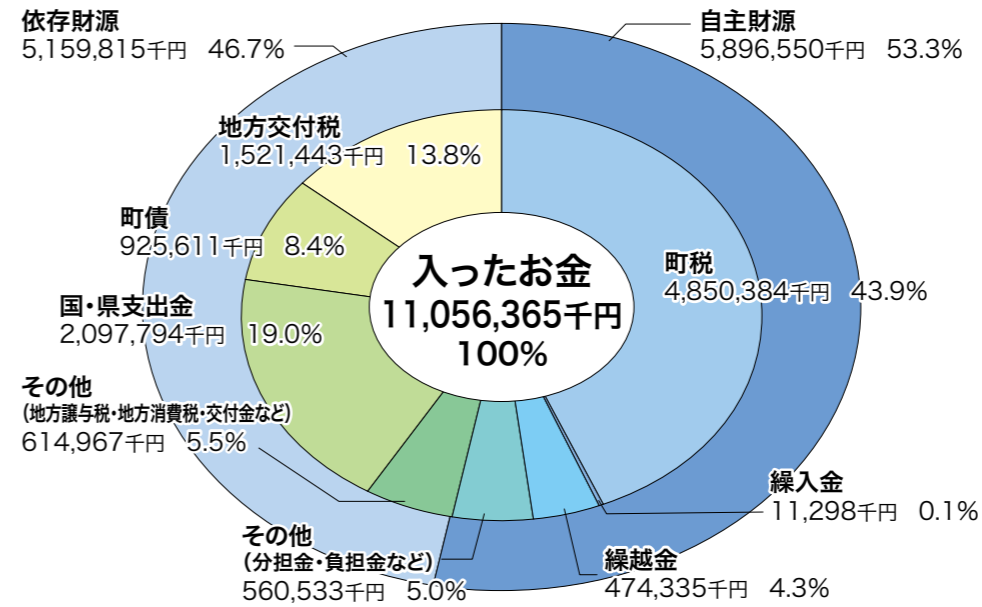
黒字5億4900万円 だが依存財源増!

平成21年度決算を認めました。

一般会計110億5636万円

賛成多数で可決
(賛成14・反対1)

賛成 堤・大熊・助村・丸山・吉住・池邊・牛房・大西・西川・吉田・稲永
大林・熊本・二宮
反対 末藤



町の財政状況 5年ぶりに経常収支比率が80%台になる

主な財政指数	20年度	21年度
経常収支比率(%)	91.1	88.2
財政力指数	0.78	0.78
公債費比率(%)	9.9	9.5

経常収支率=80%を超えると、財政構造は弾力性を失う。
財政力指数=高いほど財源に余裕がある。
公債費比率=数値が高いほど財政構造の硬直性の高まりを示す。

収納率向上で
公平化を

21年度の決算規模は、前年度に比べ歳入・歳出ともに増大しているが、(歳入7億2500万円増、歳出6億1400万円増)は、定額給付金及び子育て応援特別手当の支給等である。実質収支は一般会計で5億4906万円の黒字であるが、町税は減少。町税の収入状況は、収入未済額約3億3466万円、不納欠損は751万円、借入金残高は約86億2296万円。

21年度一般会計主な建設事業

- 志免南保育園特定・一時預かり保育室設置工事 1011万円
- 迎田、深町線道路舗装補修工事 2912万円
- 町民センター機械棟他補修工事 1604万円
- 町民センター中央公民館外部等補修工事 2547万円
- 志免中央小学校体育館補強・大規模改造工事 1億3230万円

平成21年度 特別会計

国民健康保険	(歳入) 40億4661万円	(歳出) 42億3027万円	(全員賛成)
老人保険	(歳入) 2109万円	(歳出) 1565万円	(全員賛成)
後期高齢者医療	(歳入) 3億7561万円	(歳出) 3億5886万円	(賛成多数 賛成12・反対1)
住宅新築資金等貸付事業	(歳入) 1442万円	(歳出) 202万円	(全員賛成)
下水道事業	(歳入) 13億1098万円	(歳出) 12億6994万円	(全員賛成)

主な議案

第1次計画を昭和46年に策定、その後10年毎に計画が立てられ、第4次が22年度で終了となる。第5次は23年度からの10ヶ年の町の方向性を定める。計画は、基本構想・基本計画・実施計画の3層で構成。これ迄の計画では予算と連動されておらず、目標値の設定もなかった。これらの点を改善し、進める方針であることを重視し、議案の付託は総務文教常任委員会であるが、3常任委員会で連合審査を行うこととなった。

※連合審査

案件の付託を受けた委員会が、他の関連する委員会と合同で審査のための会議を開くこと。案件に対する意志決定は、付託された委員会で行われる。

町の将来像計画策定

第5次志免町総合計画

予算と連動させ進捗状況を知らせる
賛成多数で可決

議決は基本構想のみ 賛成11・反対4

【賛成】

堤・助村・丸山・吉住・牛房・大西・西川・吉田・熊本・二宮・末藤

【反対】

大熊・池邊・稲永・大林

第1次計画を昭和46年に策定、その後10年毎に計画が立てられ、第4次が22年度で終了となる。第5次は23年度からの10ヶ年の町の方向性を定める。

計画は、基本構想・基本計画・実施計画の3層で構成。

これ迄の計画では予算と連動されておらず、目標値の設定もなかった。

これらの点を改善し、進める方針であることを重視し、議案の付託は総務文教常任委員会であるが、3常任委員会で連合審査を行うこととなった。

「吉原地域活性化委員会設置条例」 賛成多数で可決

賛成14・反対1

【賛成】 堤・助村・丸山・吉住・池邊・牛房・大西・西川・吉田・稲永・大林・熊本・二宮・末藤
【反対】 大熊



▲吉原地域の田園風景

平成9年に締結された吉原環境を守る会・吉原町内会・水鉛町内会との浄化センターに関する協定書に基づき、吉原地域活性化整備基金で整備を行う。整備を円滑に推進するため、委員を委嘱する。活性化基金は、平成9年度から平成18年度まで、10年間毎年2000万円を積立て今年4月1日現在で、総額2億104万円になっている。この基金を吉原地域活性化に向け、有効活用するために必要な調査研究を行う。

建設常任委員会

全員賛成で可決

支障はないか、

問題は発生しないかと危惧

委員会審査を行うにあたり、吉原地域・農区・町内会(吉原・水鉛)、環境を守る会などの方々に、支障はないか、問題が発生しないかを確認するため執行部と協議。協定書は守らなければならない。問題がおこらないよう努力する旨の回答を得た。条文の中で、言葉足りずの箇所も見受けられるが、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとなっている。全員賛成で可決。

条例概要

- ・委員会は委員15人以内で次に掲げる者
 - ①吉原地域の住民 11人
 - ②識見を有する者 1人
 - ③その他町長が必要と認めたもので組織する。
- ・委員の任期は2年。
- ・委員会の運営は、委員長が委員会に諮る。
- ・この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
- ・条例は、公布の日から施行する。

総務文教委員会で

一部修正を行い

全員賛成で可決

基本理念に「議会」という文言を加筆

と

この計画は志免町の将来 都市像の実現に向けての指 針となるもので、研究会に は住民約30人が参画、町民 意識調査、中学生へのアンケート調査も行われ、一年 をかけ策定された。委員会では、連合審査時の意見、質疑の内容を踏まえ精査した。人口減少、高齢化、緊縮財政など厳しい行政運営の中で、「人」をまちづくりの根幹に据え、協働で進めるとしている。右肩上がりの拡大から縮小へ時代が変化し、施策論議も厳



▲連合審査の様子

— 平成22年度一般会計 補正予算(第3号) —

●志免町土地開発公社の保有する土地を県の振興資金、臨時財政対策債を活用して町が買い取る

- ・国鉄清算事業団用地(物資部跡地) 763㎡ (5,178万円)
- ・平成の森公園緑地保全拡充用地 9,902㎡ (7,528万円)
- ・望山壮グランド下段進入路 345㎡ (2,151万円)
- ・桜丘中央公園用地 794㎡ (3,955万円)
- ・町民広場用地 562㎡ (3,537万円)

計 **2億2,351万円**



▲町民広場用地(町民センター横)



▲物資部跡地(東区)

土地開発公社の保有する土地は、金融機関からの借り入れで購入し実質は町の負債。
この公社の土地を全部買い取るにより、町の将来負担を軽減するもの。
全国的に土地開発公社の負債削減については、総務省からも抜本的な改革を行うよう求められている。

平成22年度 特別会計補正

- ・国民健康保険 …… 648万円増 総額44億6,648万円 全員賛成
- ・老人保険 …… 574万円増 総額1,413万円 全員賛成
- ・後期高齢者医療 … 1,674万円増 総額4億3,928万円 賛成多数(賛成14:反対1)

賛成多数で可決 (賛成14:反対1)

【賛成】堤・大熊・助村・丸山・吉住・池邊・牛房・大西・西川・吉田・稲永・大林・熊本・二宮

【反対】末藤

7億2,426万円増 総額108億3,538万円

補正の主なもの

※は国・県の補助金等による事業

- 橋梁の長寿命化調査委託料※ **70万円**
古い橋梁の修繕計画を策定するための調査を行なう。
- 緊急雇用創出事業補助金※ **595万円**
臨時職員賃金などの経費
- 豪雨のための災害復旧費 **1,310万円**
道路橋梁復旧費
100万円
公園等復旧費
- 学校教材教具費 **866万円**
給食備品として真空冷却機、冷蔵庫を購入。(東小、南小)
- 文化財保護費 **50万円**
国の重要文化財に指定された
竪坑櫓関係の行事を開催。
- 水路調査業務委託料 **1,000万円**
老朽化による修繕計画をたてるための調査。



▲老朽化により陥没した水路(東区)

子どもの情報を的確に生かせ

小学校と幼稚園・保育園の連携 学校の耐震補強・大規模改造工事

発達障がいへの対応は幼児期の療育から学童期の教育へ切れ間なく行うには、小学校と幼保の連携が重要である。

22年度から27年度までに計画されている工事は、中学校2校と西・東・南小で約41億円。中央小は21年度で完了。

町内4小学校でそれぞれ、幼保連携の取り組みが行われている。子どもの情報が確実に小学校へ伝わり生かされていくよう要請した。

人口減少時代にありながら本町は子どもの数から本町は子どもの数から

緊急3カ年 財政計画 公募の住民ワークショップの委員は、審議会等の未経験者の新たな人材の選任を強く要請した。

厚生常任委員会



▲亀山保育園

子宮頸がん予防 ワクチンの助成

全国では全額補助が半額の助成とさまざま。ワクチン接種の効果は子宮頸がんの70%から80%を予防できると推定されている。

接種対象者は11才から14才の女子で約9000人。国の動きを見ながら、積極的に進めるよう提言している。

障がい児・者支援

障がい児・者がいる世帯で、全員が町民税非課税か、NHKの受信料全額免除の世帯に、地上デジタル放送受信への支援をする。

(簡易チューナーの無償給付やアンテナ工事負担) 申請は12月28日まで。周知徹底を図るよう要請した。

障がい児保育に手厚い対応を

障がい児の対応、支援

障がい児保育指導委員会に諮って加配を行い、臨床心理士が各保育園学童保育に回って指導助言を行っている。加配を減らすなどして障がい児にしわ寄せがないよう手厚い対応を要請した。

国民健康保険税の減免基準

22年度の税法改正に伴い、国民健康保険税の減免基準が一部見直しされた。減免対象者に情報が行き届くよう要請した。

委員会報告 (調査・研究)

町の重要な課題

(太字は委員会の要望、要請)

建設常任委員会

内水対策に下水道補助事業での対応を

内水対策と都市下水道事業

雨水排水基準の時間雨量50ミリ程度の整備は、町内完了。

雨量1000ミリでは、町全域の検討は無理。

しかし、下水道補助事業などの導入で対応でき

ないか指摘。

斜面、坂道での流入浸水が点々とある。

側溝のあり方などを考慮すべきと要請。

上水道事業

猛暑で、給水量1000トン(日量)増えているが、

下水道事業

23年度より下水道事業

特別会計を企業会計に移行するため、法適用支援業務を行いながら、講習会や勉強会へ参加し、準備を進めていると報告を受けた。



▲道路冠水(城戸地区)

議会運営委員会

議会基本条例策定について、8月10日、11日に町民との意見交換会を開催した。「議会が何をしているのか姿が見えない」、「基本条例について町民にもっと知らしめるべき」などの意見をいただいた。

今議会中に全員協議会を開催し、意見交換会の内容報告と基本条例の議案上程について協議を行なう。

第5次総合計画が今議

会と説明を受ける(9月8日に説明を受ける)

福岡都市圏広域行政調査特別委員会

須恵スマートインター関連工事について、改めて須恵町を訪問し、行政視察を行なった。政権交代後も、工事計画に大きな変更はなく、平成25年春の完成予定。恒久インターとなった今後は、インターチェンジ地区協議会にて、周辺道路の交通状況についても協議していく予定。

志鉦跡地対策特別委員会

8月31日国鉄志免炭坑ボタ山開発推進協議会総会開催。自然活用型ボタ山開発の具体的な案を取りまとめるため、3町代表者による協議を定期的に行なうこととした。

議会広報特別委員会

町村議会議長会事務局より推薦され、8月19日熊本県小国町から当議会だよりの視察研修にみえられました。大変参考になったとのこと。

ズバリ町政を問う

※役場内(議場も)はクールビズです。

- 一般質問とは議員が町政全般(一般事務・事務の執行状況・将来に対する方針など)について、町長など執行機関の考えを議員個人として問いただすことです。
- 一般質問は会議録にもつき議員個々の自由編集で掲載しております。詳細は会議録(H.P・図書館・各公民館に置く)をご参照ください。掲載は質問順としています。

し尿処理場 土地継続賃貸借問題

答弁：願ひするしかない

池邊 満男議員



池邊 浄化センター(し尿処理場)地権者3人との土地継続賃貸借契約の経過状況は現在どうなっているのか。

町長 吉原農区、吉原地域の皆様方には大変ご迷惑をかけている。

惑をかけている。現在の状況は、3年ごとの賃貸借料の見直し契約はできていない。

池邊 地権者との賃貸借契約書には25年9月30日と契約期日が明記され、宇美町との協定書には、28年3月までとある。この2年6ヶ月間の違いを地権者においていてなぜ期日調整の対応をしなかったのか。

町長 この2年半の誤差を処理できなかったこと

は本当に単純なミスであり恐縮に思う。

池邊 選択肢のない事なので吉原の地権者の方々に、町長自身が話し合いにに応じてもらえるように、お願いに行くことと約束できるか。

町長 吉原の皆様方に誠心誠意努力をし、ご理解をいただけるようお願いをするよりほかはない。



▲吉原浄化センター付近



▲耐震工事が終わった志免中央小学校

教員人事権

検討会の立ち上げを

答弁：研究はやっていく

吉田 耕二議員



吉田 教員人事権を文科省が、市町村にゆだねる事ができるとの見解を出している。

この見解に対する教育長の考えを問う。

教育長 市町村の実情に応じた人事が可能となる。

しかし、地域間の教育格差が拡大し、義務教育の公平性、平等性が崩壊する事が懸念される。

現状では無理がある。

吉田 将来に向けて先進地の事例を調査したり、移譲に向けた課題を整理する検討会を立ち上げて勉強しては。

教育長 そういった研究はやっていきたい。

吉田 教育行政にとって大きなチャンスと思う。行政のトップである町

長は、どう思われるか。

町長 人事権移譲は、単に地方教育行政の議論にとどまらず、日本の義務教育のあり方そのものを問う問題、慎重に対応しなければならぬ。

【その他の質問】

- 発達障がい支援
- 二学期制の検証

民間型役場 役場の働く姿を示せ

答弁：更なる向上へ努力

牛房 良嗣議員



牛房 「役場が変わらなければ町は変わらない。」生き生きとした明るい民間型の役場を目指してもらいたい。

働く姿が見えない、言われればやるが、言われ

なければやらないという体質を打ち破って、攻めへの転換を提案する。

「押しかけ出前講座を全課月一回旗を立て、腕章をつけ町内パトロールをし、問題点の早期発見、早期対応に努める。」働く姿を町民に見せては。

町長 自分が勉強させてもらう。地域を知るといふ観点からも施策を展開できればと思う。

牛房 笑顔の挨拶、分かり易い説明、きびきびした動作、カウンターには花、課内の整理整頓、たらい回しの厳禁、返答の励行など接遇については、シビアな目で住民は見ている。このような事について、どのような指導をしているのか。

町長 役場の体質改善などについて今後チェックをしながら、さらに向上するように努めていく。



▲役場内カウンター



▲ふくおかの食と農推進基本指針



助村 千代子 議員

助村 食生活の間違いやからくる心身の問題がクローズアップされている。大人はもちろん、明らかに食生活のひずみで、子どもにも生活習慣病が現われている。食育推進計画を作成すべき。

食育計画

我が町も作成すべき
答弁…策定する方向に

健康課長 県の計画の7項目の取り組みを学校、地域整備課、子育て支援課、関係各課と協議し策定することになると思っ

助村 是非作成して頂きたい。

無料検診券の継続を
答弁…慎重に協議する

助村 21年度から実施されている子宮頸がん、乳がん検診無料クーポンは

23年度以降も継続が可能なのか。
健康課長 21年度は国からの補助率は全額だったが、22年度は1/2に減額となっている。
23年度はまだ国の方針が出ていないので答えられないが、若い方の罹患率が高いのは認識している。1市7町で慎重に協議したい。

手話通訳

手話通訳派遣事業を

答弁：委託か直営か検討する

堤 久美子 議員



堤 手話通訳を必要とする聴覚障がい者は、本町に何人か。
福祉課長 手話で生活されている方は30人。
堤 本町の設置事業(窓口対応、町内派遣は常勤

職員)で障がい者は不自由ではないのか。
福祉課長 平日の時間帯手話通訳者が派遣として病院等に行くと、窓口では通訳ができない。
堤 聴覚障がい者は、話せない、聞こえない、コミュニケーションが取れない状態にある。
障がい者の自立支援は行政の使命、対応を。
福祉課長 委託あるいは直営を派遣事業の持つ意味から検討する。

総合相談窓口の設置を
答弁…人材等の解決で

堤 管理職員の退職等、厳しい行政運営に再任用で総合相談窓口設置を。
総務課長 人材問題が解決すれば可能。



▲福祉課窓口手話通訳者



▲志免町役場税務課



丸山 真智子 議員

丸山 国の所得税から地方の住民税へ税源移譲され、町の責任も増えた。正当な理由がなく納税を免れたら、税負担の公平性が損なわれる。
徴収対策の強化が喫緊の課題ではないのか。

町税の滞納

増加は公平性を欠く
答弁…回収に全力を挙げる

町長 町税は財政の基幹をなすものなので、徴収体制の整備、要員の確保等に努める。

丸山 コンビニ収納も進めていただきたい。

町長 導入の準備中だ。

災害時要援護者の支援
答弁…計画作成を目指す

丸山 災害時の高齢者や障がい者の避難支援についてプラン作成は進んでいるのか。

生活環境課長 作成に向けて関係各課と協議し、今年度中に完成を目指す。
丸山 要援護者のリスト作成に緊急雇用対策基金事業を利用したかどうか。生活環境課長 先進地を参考に前向きに検討する。

【その他の質問】
● 予算編成過程の公開
● 図書資料購入費の確保

町政の運営

次期も考慮に展望は

答弁：キーワードは人

二宮 美津代 議員



二宮 3期12年の総括、第5次志免町総合計画、自治基本条例の制定と時期を同じくする中、志免町の将来をどう描いておられるのか伺う。
町長 資源の少ない我が

町で、そのキーワードは人である。住民と一緒に作った協働のまちづくりに。
二宮 明快なビジョンと課題解決への手立は。
町長 すべて財政でカバーできない。お互いが支え合うことが必要。
なぜ廃止ブックスタート
答弁…枠配分予算で削減

町長 枠配分予算の中でカット、削減せざるを得なかった。
二宮 絵本を通じ乳児と触れ合う、ブックスタートの必要性がいわれ、評価も高い事業である。復活はできないか。
町長 枠配分予算で、改善・改革したが、内部でいろいろ調整し、復活の方向で進めたい。

【その他の質問】
● 里親への取り組みを



▲ブックスタート読み聞かせ



請願・要望・陳情・意見書

意見書	提出者	内容	採決結果
子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める	助村議員	<ul style="list-style-type: none"> 子宮頸がんの予防効果の高い年齢層への接種費用の全額補助。 特定年齢層以外でも一部補助し、居住地域の格差をなくす。 ワクチンの安定供給の確保及び新型ワクチンの開発に関する研究。 予防検診の実施も接種と同様に国による全額補助。 子宮頸がん及び子宮頸がん予防に関する正しい知識の普及、相談体制等の整備。 	全員賛成で採択 国へ意見書を提出

追跡……あの質問はどうなったの？

これ迄に取り上げた追跡の総括(テーマ提出者のみ掲載)

議員名	テーマ	結果
堤 久美子	日本一の花づくりの町	研究中(継続)
大熊 則雄	シーメイトグラウンドの砂ぼこり対策	予算計上を含め検討中(継続)
助村千代子	子どもへの暴力防止プログラム	CAPプログラム実施(4年生以上と教職員に)
丸山真智子	ボランティアの町づくり体制	まちづくり支援室設置(シーメイト情報コーナーに)
吉住龍太郎	古紙回収業者助成金の廃止	助成金の一部廃止
牛房 良嗣	感動の伝わるサービス	シーメイトエントランスホールにピアノ設置
大西 勇	臓器移植の提供	健康保険証に臓器提供の意志表示欄を設ける 20年4月より実施
西川 蓉子	機構改革	進行中
古庄信一郎	宇美川の定期浚渫と須恵川の安全対策推進	浚渫は一度も行っていない。 須恵川の新たな整備計画はない。
吉田 耕二	スポーツ指導員制度導入	体育協会と協議し外部指導者の確保に努める
稲永 正昭	堅坑櫓の基金創設	検討されていない
二宮美津代	協働に向けての取り組み	町政図書室の設置 (一階会計課横に情報コーナーを設置)



▲志免町商工会



大西 勇議員

農工商支援

町内業者支援対策を

答弁…町内業者に発注する

大西 町内業者の活性化なくして、町の活性化なしと常々言ってきた。もともと経営感覚で農・商・工業者としてしっかり関わり、利益を出していく観点で、町を豊かにして欲しい。

町長 町にお金を落とすという方向性、観点は忘れてはならない。
大西 中小企業貸付制度が、平成10年より窓口が商工会から、直接指定金融機関に変わった理由は、地域整備課長 事務の簡素化のため。
大西 商工会は利益を目的としない。金融機関は利益が目的。
町長 どちらが窓口になれば町内業者のためになるのか。
町長 よく事情のわかつた商工会がよいと思う。

大西 本町の制度は県より使い勝手が悪い。
町内業者のプラスになるために、窓口を商工会にすべきたと思うが。
町長 商工会の重要な案件だと思う。
大西 真剣に農・商・工の活性化を研究すべきだ。
町長 真剣に取り組む。

地デジ対策 低所得者対策をせよ

答弁：相談窓口を設置する



末藤 省二議員

末藤 来年7月に現在のテレビ電波は停波するが、対策をどうするのか。
総務課長 高齢者、障がい者等への情報提供、受信障害対策共聴施設のデジタル化への送受信環境整備

備など予定通りしている。
末藤 住民税の非課税世帯3566世帯についても、チューナーの無償提供対象者が拡大されるが、町は援助を考えているか。
町長 町として独自では考えていない。
末藤 地域経済の活性化と町民生活の向上を図る

目的で、住宅リフォーム助成制度が広がっている。
町内の施工業者から住宅工事を行った場合、リアフリー化、省エネ化、耐震化、耐久性向上の各工事が定められている。緊急経済対策住宅改修工事補助事業、経済危機対策臨時交付金活用で制度を。地域整備課長 リフォーム助成は喫緊の課題である。



▲地デジチューナー

志免町議会基本条例

平成22年9月24日
志免町条例第12号

目次

- 前文
- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 議会・議員の活動原則（第2条～第3条）
- 第3章 町民と議会の関係（第4条～第5条）
- 第4章 町長と議会の関係（第6条～第7条）
- 第5章 自由討議の拡大（第8条）
- 第6章 議会事務局の体制整備（第9条）
- 第7章 政務調査費（第10条）
- 第8章 議員の政治倫理（第11条）
- 第9章 最高規範性及び見直し手続き（第12条～第13条）
- 附則

（前文）

志免町議会（以下「議会」という。）は、志免町民（以下「町民」という。）から選挙で選ばれた志免町議会議員（以下「議員」という。）により構成され、同じく町民から選挙で選ばれた志免町長（以下「町長」という。）とともに、志免町の代表機関を構成する。

町民の信託を受けて活動するこの二つの代表機関には、議会は多数数による合議制の機関として、町長は独任制の機関として、それぞれ特性を活かし、志免町の発展と町民福祉の向上を図るために活動するものである。

また、地方分権・主権の時代を迎え、自治体の自主

的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会は、責務である監視機能と政策立案機能を強化、充実させるとともに、町民の意思を町政に的確に反映させ、町民に開かれた議会を構築しなければならない。

私たちは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の規定を遵守するとともに、公正性と透明性の確保、町長等の行政機関との緊張の保持、政策活動への多様な町民参加の推進、積極的な情報の創造と公開、議員の自己研鑽と資質の向上、議員間の自由討議の展開、そして議会活動を支える体制の整備等を図り、町民に信頼され、存在感のある議会を築くため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方分権・主権と自治の時代にふさわしい議会及び議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会のさらなる活性化と充実を図ることを目的とし、もって志免町の発展と豊かなまちづくりの実現に寄与する。

第2章 議会・議員の活動原則

（議会の活動原則）

第2条 議会は、議決機関としての役割及び町長その他の執行機関の行政運営に対する監視機関としての役割を果たすために、公平性、公正性及び透明性をもって活動する。

2 議会は、町民の多様な意見を把握し、独自の政策立案及び政策提言に取組む。

3 議会は、町民に開かれた議会を目指して、情報を開示するとともに、町民が参画しやすい議会運営に

努める。

4 議会は、町民の負託に応え、開かれた議会を実現するため継続的に議会改革を推進していく。

（議員の活動原則）

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制機関である事を十分に認識し、議員相互間の言論を尊重するとともに、自由な討議を推進する。

2 議員は、調査、研究、研修等を通じて自己の能力を高める不断の研鑽に努める。

3 議員は、町政全般の課題について多様な町民意見の確な把握に努めるとともに、一部団体及び地域の意向にとらわれず、町民全体の福祉の向上を目指して活動する。

第3章 町民と議会の関係

（町民と議会の関係）

第4条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底し、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を原則として公開する。

3 議会は、法第100条の2に規定する専門的事項にかかる調査並びに法第109条、法第109条の2及び法第110条に規定する公聴会及び参考人の制度を十分に活用し、専門的又は政策的見地等を議会の討議に反映させるよう努める。

4 議会は、請願及び陳情を政策提言と位置付け、その審議においては、提案者が希望した場合、参考人として意見を聞く機会を設ける。

5 議会は、町民、諸団体などとの意見交換の場（一般会議）を多様に設け、議会及び議員の政策能力を強化

るとともに政務調査費による活動状況の情報公開を行う。

第8章 議員の政治倫理

（議員の政治倫理）

第11条 議員は、町民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、政治倫理の確立及び向上に関しては、志免町政治倫理に関する条例（平成7年志免町条例第21号）の定めるところによる。

第9章 最高規範性及び見直し手続き

（最高規範性）

第12条 この条例は、議会運営における最高規範であつて、議会は、この条例に違反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。

2 議会は、この条例の理念を共有するため、一般選挙を経た任期開始後できるだけ速やかに、この条例に関する研修を行う。

（見直し手続き）

第13条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討する。

附則

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

するとともに、政策提案の拡大を図る。

6 議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表するとともに、議員の活動に対する町民の評価が的確になされる情報の提供を行う。

（議会報告会）

第5条 議会及び議員の活動原則に基づく町民との多様な意見交換の機会として、少なくとも年1回以上議会報告会を行う。

2 議会報告会に関することは、別に定める。

第4章 町長と議会の関係

（町長と議会及び議員の関係）

第6条 議会の本会議における議員と町長及び執行機関の職員との質疑応答は広く町政上の論点、争点を明確にするため、一般質問は一問一答方式で行う。

2 議長から本会議並びに常任委員会、特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができ

る。

3 町長は、議会又は議員の政策形成等の活動を支援するため、財政措置、情報提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（町長による政策等の形成過程の説明）

第7条 町長は、議会に計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）を提案するときは政策等の水準を高めるため、次に掲げる政策等の決定過程を説明するよう努めなければならない。

- （1）政策等を必要とする原因又は背景
- （2）政策等案以外の代替案の検討有無及びその内容